

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ発症から再登校までの流れ

R5. 7. 5

1 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザが疑われる症状の発症

医療機関を受診してください。新型コロナウイルス感染症またはインフルエンザと診断されたら、その旨を学校に必ずご連絡ください。

また、受診の際に医師等からの指示事項等があった場合は、その内容についても学校へご報告ください。

2 自宅にて安静、発熱の経過を記録

自宅で安静に過ごします。新型コロナウイルス感染症・インフルエンザの自宅安静期間は「発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」となっています。

「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書（保護者記入）」がありますので、発症日より家庭でお子さんの体温を1日2回（午前と午後に1回ずつ）計測して、記入してください。

※「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書」は川根本町ホームページの申請書ダウンロード又は学校より入手ください。

3 必要期間安静後、再登校

自宅安静期間の「発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児にあっては3日）」を経過後、「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書（保護者記入）」を学校に提出又は報告した後、再登校してください。

※登校許可を得るために医療機関を再受診する必要はありません。

※発症日…熱が出始めた日や熱がなくてもインフルエンザの諸症状が出はじめた日です。

※発症後5日…発症した日を0日とし、そこから5日間（実質最短でも6日間）経過するまでとなります。

※解熱後2日（幼児にあっては3日）…平熱となった日を0日とし、そこから2日間（平熱で1日過ごせた日を2日間、幼児にあっては3日間）となります。

登校後に学校から「出席停止通知書」を発行します

「新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ」の出席停止期間について

「発症後5日、かつ、解熱後2日を経過するまで」とは？
 最短でも発症した後5日間は出席停止となります。それに加えて、解熱した日によって、出席停止期間は延長することがあります。

【出席停止期間早見表】

発症後	発症日	発症後							
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
1日目に 解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可		
		解熱	1日目	2日目					
2日目に 解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可		
			解熱	1日目	2日目				
3日目に 解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可		
				解熱	1日目	2日目			
4日目に 解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可	
					解熱	1日目	2日目		
5日目に 解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可
						解熱	1日目	2日目	

【注意事項】

- 治療後、以下のような症状がありましたら、医療機関を受診してください。
 - ・呼びかけても返事が遅い
 - ・興奮症状がみられる
 - ・けいれん
 - ・眼の焦点が合わない
 - ・意識がなくなる
 - ・その他いつもとは様子が明らかに違う など

- 家庭内での二次感染にご注意ください。
 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザは飛沫感染（咳、くしゃみで発生した飛沫）と接触感染（ドアノブについた飛沫を触り、その手で目や鼻や口に接触）で感染します。手洗いやアルコール消毒、咳エチケットなどに心がけ、家庭内での二次感染にご注意ください。